

CSR 調達ガイドライン

2022年10月

横浜ゴム株式会社

調達本部

目次

1. はじめに.....	2
2. 横浜ゴムの企業理念と CSR への考え方	3
3. 横浜ゴム「調達基本方針」	5
4. 調達におけるお取引先様に期待すること	6
5. 重要な CSR 項目の解説.....	8
5.1 人権.....	8
5.2 コンプライアンス.....	11
5.3 環境.....	12
5.4 地域社会・情報開示	14
5.5 製品・サービス	15

1. はじめに

企業理念と CSR の考え方

横浜ゴムは、1992 年に企業理念を制定しました。企業理念は、「基本理念」、「経営方針」、「行動指針」、「企業スローガン」からなり、「基本理念」は、将来に向けて横浜ゴムが一貫してこだわり続ける目指すべき姿、「経営方針」は、経営陣が自らに約束する経営の基本姿勢、「行動指針」は、従業員一人一人が自らに課す行動規範です。

横浜ゴムは、より多くの人々の幸せと豊かさに貢献することを目指して、CSR スローガン「未来への思いやり」を定め、広く社会から信頼される企業として、あらゆるステークホルダーの皆さまと協調し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを実践してまいります。

調達活動と CSR

調達活動においても、CSR 経営ビジョンに基づき、2009 年には、購買基本方針を公表しました。更に、バリューチェーンに置ける CSR 活動推進のため、CSR 取引先ガイドラインを策定し、社内は勿論、お取引先様に対しても説明会を開催し、CSR に対する方針・理念の共有を目指してまいりました。

2012 年には、国連グローバル・コンパクトに参加し、バリューチェーン全体に対する人権・労働問題・環境問題への対応などの取り組みを推進して参りました。更に、2018 年には持続可能な開発のための経済人会議（WBCSD）のタイヤ産業プロジェクト（TIP）が中心となって設立した、持続可能な天然ゴムのためのプラットフォーム（GPSNR）に設立メンバーとして参画しております。あわせて当社独自に「持続可能な天然ゴム調達方針」を策定し、それを基にした活動を通じ、サプライチェーン全体で天然ゴムの持続可能性の実現を目指しています。

2022 年には全社環境方針の見直し、また環境課題の 3 本柱（「カーボンニュートラル」、「サーキュラーエコノミー」、「自然との共生」）および人権方針の公表を行いました。

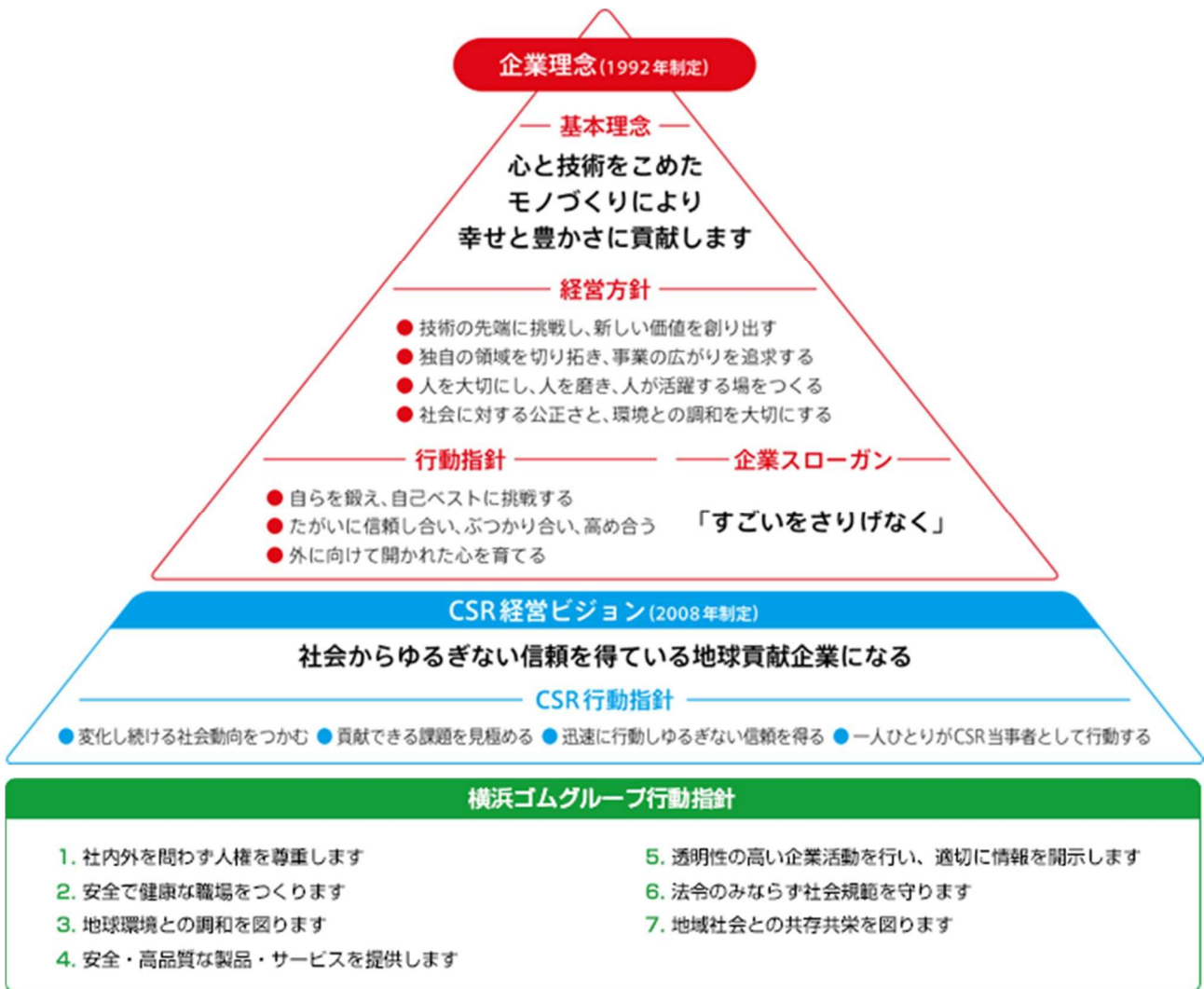
これら方針の見直し、発行に伴い調達活動も CSR と持続可能性を重視したものに移行しております。さらに社会情勢の変化なども踏まえてこちらの「CSR 調達ガイドライン」を環境課題の 3 本柱および人権尊重の取り組み強化の観点から改訂させて頂くこととなりました。すでに展開させて頂いているグリーン調達ガイドラインとあわせて弊社の調達活動における CSR を包括する内容になっております。

お取引先様におかれましては、本ガイドラインの趣旨に基づき、法令およびその精神を遵守し、自らの社内で実践していただくとともに、皆様の仕入先様に対しても同様の趣旨のご展開と実践をお願いしていただきたいと存じます。



横浜ゴム株式会社
調達本部 本部長
執行役員 梁取 和人

2. 横浜ゴムの企業理念と CSR への考え方



当社は、「未来への思いやり」というスローガンのもと、「製品を通して」、「地球環境のために」、「人とのつながり」、「地域社会と共に」、「コーポレートガバナンス」の5つのマテリアリティを事業戦略に結びつけ、基本理念の通り、心と技術をこめたモノづくりにより幸せと豊かさに貢献します。

■ CSRスローガン (2017年制定)

「未来への思いやり」

■ マテリアリティ(重要課題) (2014年特定、2017年、2020年見直し)

製品を通して	安心と楽しさをいつまでも届けます	
地球環境のために	豊かな自然を次世代へ伝えます	
人とのつながり	共に高め合い笑顔を広げます	
地域社会と共に	共に生き、ゆるぎない信頼を築きます	
コーポレートガバナンス	グローバル化する社会的課題に正しく対処するための基盤を強化します	

2022年の全社環境方針見直しにおいて、下記環境課題の3本柱とそれぞれの目標を設定致しました。

環境課題の3本柱	中期経営計画YX2023のESG経営において「未来への思いやり」をスローガンに掲げ、環境課題においては、以下の3つを柱とした活動に取り組みます。
中長期目標と達成に向けたロードマップ	
カーボンニュートラル	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年：自社活動におけるCO₂排出量38%削減(2013年比) ● 2050年：自社活動におけるCO₂排出量ネットゼロ
サーキュラーエコノミー	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年：再生可能原料・リサイクル原料使用率30%以上 ● 2050年：サステナブル原料100%
自然との共生	<ul style="list-style-type: none"> ● YOKOHAMA千年の杜活動：2030年における植樹・苗木提供累計130万本 ● 持続可能な天然ゴム調達の推進 ● 地域の生態系に適合した生物多様性保全活動

3. 横浜ゴム「調達基本方針」

調達スローガン

「公正かつ公平な取引を基本に取引先との信頼関係を構築し、共存共栄と相互発展を図る」

■ 公正、公平で透明性のある取引

公正、公平で自由な競争に基づく取引を行います。

また、全てのお取引先をグローバルな視点で広く世界に求めます。

取引先選定に際しては、製品の品質、価格、供給安定性、技術開発力及び CSR・環境への配慮を総合的に勘案した上で決定します。

■ パートナーシップ

お取引先との健全な取引関係を通じ、対等な協力関係を築き、双方の発展、成長を目指します。

サプライチェーン全体での CSR・環境貢献活動を通じ、持続可能な社会の実現に努めます。

■ コンプライアンス

調達活動において、全ての関連する法令や社会的規範を遵守するとともに、取引上で得られた機密を保持します。

また、社会通念に照らして誤解を招くことのないよう節度ある行動を心がけます。

■ 環境との調和

地球環境への負荷がより少ない原材料及び資材、工事の調達に努めます。

温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全などの活動に貢献します。

4. 調達におけるお取引先様に期待すること

横浜ゴムは、取引先の皆様の社内において、下記項目への取り組みをお願いしたいと考えており、必要に応じたフォロー・是正対応を行います。

また、皆様の仕入先に対しても、皆様の CSR 方針・ガイドラインの展開・啓発活動を通じ、下記項目への取り組みの浸透・普及に努めていただきたいと考えております。

(1)人権

「横浜ゴムグループ人権方針」を理解、支持し、事業活動において人権に対するコミットメントを実現できるように努める。

<「横浜ゴムグループ人権方針」概要>

- ・ 国連の「世界人権宣言」を含む国際人権章典、「ビジネスと人権に関する指導原則」などを支持、尊重する。
- ・ 人権デューデリジェンスの仕組みを通して、事業活動を通じて生じる人権への負の影響を特定し、防止、軽減等の是正に取り組む。
- ・ 事業活動と関係する人権への負の影響に適切に対応するために、実効的な通報対応の仕組みづくりに取り組む。
- ・ 人権尊重の取り組みおよび人権デューデリジェンスの実施状況について継続的に開示・報告を行う。

① 差別

いかなる場合においても、国籍、人種、民族、性別、年齢、障がいの有無、社会的出身、性自認、性的指向、政治的見解などの事由による一切の差別を行わない。

② ハラスメント

精神的、肉体的であるかを問わず、働く人の尊厳を不当に傷つける行為やあらゆるハラスメントを許容しない。

③ 強制労働と児童労働

あらゆる国、地域における事業活動において、その国の法令で定める就業年齢に達しない児童労働並びに、強制労働、また人身売買を含む、いかなる形態の現代奴隷も許容しない。

④ 結社の自由と団体交渉権

結社の自由と団体交渉権などの労働者に与えられた権利を尊重し、労使間の対話を通じて信頼と良好な協力関係を構築し、維持向上に努める。

⑤ 労働安全衛生

安全衛生を全ての基本とし、労働災害の防止と心身ともに健康で快適な職場づくりに取り組む。

⑥ 地域社会への影響

事業活動の影響を受ける地域社会において、土地の権利、水の管理、先住民の権利などがあることを理解した上で、事業活動を行う地域社会において人権に対する責任を果たし、持続可能な社会に貢献することを目指す。

(2)コンプライアンス

① 法令及びその精神の遵守

それぞれの国の競争法（独占禁止法）ならびにその関連法規（日本国内においては下請法等）を遵守する。

自分、あるいは他人の行動に違法行為の疑念があるときは放置せず、内部通報制度を活用しその適法性を確

認する。

② 腐敗防止

国の内外を問わず政治・行政と健全な関係を維持し、贈賄を行わない。

不当な利益を得る目的でビジネスパートナーに接待、贈答、金銭の供与を行わない。

③ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力を排除し、紛争鉱物など反社会的勢力の資金源に対する関与を排除する。

④ 知的財産の保護

身近な技術情報も含め、知的財産を保護し、第三者の知的財産の不正入手、使用、権利侵害を行わない。

⑤ 機密情報の管理・保護

お客様、第三者、従業員等の個人情報およびお客様、第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適切な範囲で利用し保護する。

⑥ 適切な輸出管理

各国・地域の法令等に従って適切な輸出管理を行う。

(3)環境

① 環境リスクの低減

法令に則って環境負荷物質の管理を行い、環境負荷物質から派生する環境リスクの低減に取り組み、また禁止された化学物質を製品製造工程から排除する。

② カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出量削減）

事業活動の全ての段階で資源やエネルギーの無駄をなくし、CO₂をはじめとした温室効果ガスの排出量を削減する。2050年カーボンニュートラル実現のため、排出量の把握に加え詳細の実態把握に努め、皆様の仕入先とも一体となり、あらゆる削減方策の立案と推進に取り組む。

③ サーキュラーエコノミー（原料のサステナブル化推進）

2050年100%サステナブル原料化を実現するため、再生可能・リサイクル原料の開発、使用量拡大に向け、お取引先様との協業を含めた取り組みを推進する。

④ 産業廃棄物の削減

事業活動の全ての段階で産業廃棄物削減を進め、最終処分量を削減する。

⑤ 自然との共生（生物多様性の保全）

自然の恵みの重要性と危機を認識し、長期的な視点で生物多様性の保全に取り組む。

（環境に関する詳細は、「YOKOHAMA グリーン調達ガイドライン」を参照）

(4)地域社会・情報開示

① 地域社会との共存共栄

地域社会との共生を重視し、地域の発展に寄与する。

従業員の社会貢献活動を支援する。

② 透明性の高い企業情報の開示

業績・財務状況、事業活動の情報をステークホルダーに適時適切に開示し、オープンで公正なコミュニケーションを行う。

③ 相互コミュニケーション

弊社開催の説明会等を通じたサプライチェーン全体のサステナブル活動推進。

(5) 製品・サービス

① 安全・高品質

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供し、製品の品質を確保、保障する仕組みの構築・運用に努める。

② 安定供給

リスクマネジメントにより、製品・サービスの安定供給に努める。

5. 重要な CSR 項目の解説

本項は、前項の「調達におけるお取引先様に期待すること」を、より具体的に解説し、更なる向上に向けて明確な対応を進めていただくことを目的として、まとめたものです。

5.1 人権

- 1) **差別撤廃** 働く人たちの多様性を認識し、あらゆる雇用の場面において、人種、民族、出身国籍、宗教、性別などを理由とした差別的行動をとらず、またそのようなものを見たら毅然として注意し、訂正を促す。
- 2) **人権尊重** 人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを行わない。
- 3) **児童労働の禁止** 各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の就労は認めない。
- 4) **強制労働の禁止** すべての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。
- 5) **労働条件** 最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域法令を遵守する。法令で定められている労働時間、休日、休暇、最低賃金等の各規定を遵守する。
- 6) **結社の自由と団体交渉権** 使用者が労働者の有する労働組合加入の自由決定権を侵害したり、使用者が従業員による結社の決定を妨げたりしない。組合活動に参加したという理由などで解雇、その他の不利益な取扱いをしない。
- 7) **安全・健康な労働環境** 職場の安全・健康確保を最優先し、事故・災害の未然防止に努める。
- 8) **土地収奪の禁止** 事業を行う上での土地の取得においては、住民や地域社会の権利を尊重し、直接・間接を問わず不当な土地収奪に関与しない。

- 1) 差別とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬などの機会や処遇に差を設けることをいいます。差別の要素としては、上記以外に、例えば、皮膚の色、年齢、性的指向、障害の有無、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無などがあります。
あらゆる雇用の場面は、報酬、昇給・昇進の機会や処遇、採用、解雇、業務付与、懲罰等を含みます。
- 2) ハラスメント（嫌がらせ）の広い定義は、「様々な場面における嫌がらせやいじめの事」ですが、以下のようなものがあります。
 - ・セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）
 - ・パワー・ハラスメント（職場内での職権・優位性を背景にした嫌がらせ）
 - ・マタニティ・ハラスメント（妊娠や出産を控えた者への嫌がらせ）
 - ・モラル・ハラスメント（個人が有する常識や社会的モラルを他人の意志に反して強要すること）
 この他に、虐待、体罰といった非人道的な扱い、精神的・肉体的な抑圧や威嚇も含まれます。
- 3) 児童労働とは、一般論として ILO（国際労働機関）の条約・勧告に定められた最低就業年齢に

満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指します。

例えば、日本国内においては、15歳未満の者を雇用することや、若年労働者保護のための法令に違反することも、禁止されている児童労働にあたります。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業から若年労働者を保護する法規制の例として、夜間労働や危険作業などの制限が挙げられます。この問題については、自社のみならず上流・下流を含むバリューチェーン全体の責任が問われるようになってきています。

- 4) 強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことです。

強制的（あるいは強制的な労働）とは、例えば、次のようなものを指します。

- ・本人の意思に反して就労させる強制労働
- ・借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働
- ・人身売買の結果として行われる奴隷労働
- ・囚人であれども過酷な環境における非人道的な囚人労働

自由な離職の権利がないことや、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為も強制的な労働の一種です。なお、外国人労働者については、就労資格の有無を確認することも重要です。

- 5) 法令で定められている労働時間としては、年間所定労働日数、超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間（緊急時、非常時を除く）などがあり、いずれも法定限度を超えないことが求められます。また法令に定められた年次有給休暇の権利を与えることも必要です。非正規社員についても関連する法規を順守しなければなりません。

賃金規定には、最低賃金はもとより、超過勤務手当や法定給付を含むその他手当の支払も含まれます。

- 6) 労働組合の団結権、団体交渉権、団体行動権（争議権）のいわゆる「労働三権」は日本国憲法上の基本的人権として保障されています。

労働者及び使用者は、事前の許可を受けずに、自ら選択する団体を設立し、加入することができ、労使団体（連合体も含む）は、規約を作り、完全な自由のもとにその代表者を選び、管理・活動を定めることができます。（ILO※第87号「結社の自由及び団結権保護条約」）

※International Labor Organization

- 7) 職場の安全確保としては、例えば、センサーによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を遮断することによる遮断（ロックアウト）、動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置（タグアウト）、保護メガネ・安全帽・手袋などの保護具の提供などが挙げられます。機械装置の安全対策としては、フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロックなどと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンス実施などがあります。安全衛生活動を推進するための全般的な管理の仕組みとしては、労働安全衛生マネジメントシステム（代表的なものとしてOHSMS※）があります。このようなシステムにより、組織体制・計画的行動・責任分担・プロセス等全社的な仕組みを構築・運用することが求められます。

※Occupational Health & Safety Management System

また、職場及び生活施設（食堂・トイレ・寮等）の安全衛生を適切に確保することが必要です。

- 8) 事業の新設や拡大を行う際の土地の取得については、それにより影響を受ける先住民族や地域社会の権利を含む正当な土地保有権、使用权や慣習上の権利を尊重し、適切な手続きをとる必要があります。

これについては、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC※1）に関する UN-REDD プログラム（※2）ガイドラインが開発した方法があります。

※1 Free Prior Informed Consent

※2 the United Nations Collaborative Program on Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation

5.2 コンプライアンス

- 1) **競争法の遵守** それぞれの国の競争法（独占禁止法）、優越的地位の濫用に関する法規（日本国内においては下請法等）を遵守する。
- 2) **腐敗防止** 国の内外を問わず政治・行政と健全な関係を維持し、贈賄を行わない。また、ビジネスパートナーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない。
- 3) **反社会的勢力の排除** 反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。国際的紛争地域における反社会的勢力に加担する行為を行わない。
- 4) **知的財産の保護** 自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。
- 5) **機密情報の管理・保護** 取引先、第三者、従業員等の個人情報および取引先、第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適切な範囲で利用し保護する。また、業務・取引上知りえた個人情報や機密情報以外の情報に関しても、適切に管理し、むやみに持ち出す、漏洩することがないように、周知、徹底に努める。
- 6) **輸出取引管理** 各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続、管理を行う。

- 1) 競争法とは、競争を阻害する行為を禁止する法令であり、同業他社との間で、製品・サービス 価格、量、販売地域などについて申し合わせを行うこと（カルテル）や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと（入札談合）などを禁止しています。優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課したりすることをいいます。調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行ってははいけません。
- 2) 贈賄とは、公務員およびそれに準じる者（以下公務員等という）に対し、許認可や取引獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことをいいます。また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含みます。
不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいいます。
 - ・法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供あるいは顧客より受領し、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような、賄賂性のある行為。
 - ・社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力（犯罪組織やテロ組織など）に不適切な利益を供与する行為。
 - ・顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行なうインサイダー取引。
- 3) 反社会的勢力・団体とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人であり、以下のようなものをいいます。
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
 - ・暴力団関係企業
 - ・総会屋（企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う者）
 - ・社会運動等標榜ゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う者）
 - ・特殊知能暴力集団（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がり

を有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)

反社会的勢力に対しては、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないようにすることが必要です。また、反社会的勢力であると完全に判明した段階のみならず、反社会的勢力であるとの疑いを生じた段階においても、関係遮断を図ることが大切です。

また、国内のみならず、国際的紛争に関与していることが明確な集団、組織との関係を持たないことも重要です。

コンゴ民主共和国及びその隣接国では、紛争に関わる反政府勢力による深刻な人権侵害や環境破壊が生じており、大きな課題として世界的に注目されています。この地域で産出される鉱物（錫、タンタル、タングステン、金）の一部には、これらの勢力の資金源となっているもの（「紛争鉱物」と呼ばれます）があると言われています。これらの鉱物の入手に関しては、紛争非関与と認定された精錬所、または、その他の信頼のおける利用可能な国際的枠組みにおいて、紛争に加担していないと認定された製錬所から調達されるよう要請いたします。

- 4) 知的財産権の侵害とは、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等を不正に侵害することを指します。コンピューターソフトウェアその他の著作物の違法な複製や第三者の営業秘密を違法な方法で入手・利用することも含みます。
- 5) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）
機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等（電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む）により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指します。これらの情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことが必要です。
- 6) 各国・地域の法令等で規制される技術・物品とは、国際合意等に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等を指します。

5.3 環境

- 1) **環境マネジメント** 各国・地域の環境法令を遵守するために、全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。
- 2) **化学物質管理** 法令に則って環境負荷物質の管理を行い、また禁止された化学物質を製品製造工程から排除する。
- 3) **カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出削減）** 事業活動の全ての段階で資源やエネルギーの無駄をなくし、CO₂をはじめとした温室効果ガスの排出量を把握し、削減する。
- 4) **サーキュラーエコノミー（持続可能な原料比率拡大）** サステナブル原料化のため、再生可能・リサイクル原料比率の拡大。
- 5) **省資源・廃棄物削減** 事業活動の全ての段階で資源の有効活用を通じて産業廃棄物削減を進め、最終廃棄物を削減する。
- 6) **自然との共生（生物多様性の保全）** 事業活動の全ての段階で、生態系のバランスを保ち、生息環境の保全に努める。

- 1) 環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みとしては、環境マネジメントシステム（代表的なものとして ISO14001）があります。ここで、環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆる PDCA サイクル

を回しながら継続的改善を行うことを意味しています。

- 2) 環境負荷物質とは、製品・材料等に含有される物質、またはそれらの製造時に使用される物質のうち、人体又は地球環境に著しい環境影響（側面）を持つとされる物質で、欧州で施行されている ELV 指令、RoHS 指令、REACH 規則の SVHC（高懸念物質）で指定されている物質です。

- ・ ELV 指令（使用済み自動車から発生する有害物質規制指令：End of Life Vehicles）
- ・ RoHS 指令（電気・電子機器中の特定有害物質の使用制限指令：Restriction of the use of certain Hazardous Substances）
- ・ REACH 規則（化学物資の登録および評価と認可の規制：Registration, Evaluation, and Authorization of Chemicals）

各国・地域の法令等で禁止された化学物質を製品に含有しないことに加えて、表示義務の遵守や試験評価等を行って報告する必要があります。

- 3) 熱・電気エネルギーの使用を節約することで石油、天然ガス、石炭、コークスなどの燃料資源を有効に利用し、CO₂ 排出量を削減していくことが求められます。また、環境諸規制に定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）、SF₆（六フッ化硫黄）等の排出削減に取り組むことも重要です。当社の目指す 2050 年カーボンニュートラル達成のため、自社およびサプライチェーン全体での排出量把握、削減の推進が求められます。

- 4) 2050 年の 100%サステナブル原料化を目指し、再生可能・リサイクル原料比率の拡大を推進します。自社の技術開発や設備対応などと並行して、新規原料探索やお取引先様との開発を含めた協業を積極的に実施していく事が重要になります。

- 5) 最終廃棄物とは、埋め立て、または焼却が必要な廃棄物を指します。継続的削減活動として、最終廃棄物に対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられます。廃棄物には、排水・汚泥等も含まれます。

公害の発生を予防することはもとより、排水・汚泥・排気等の監視・制御・処置方法の改善やリサイクル等により、流出量の削減、埋め立て・焼却が必要な最終廃棄物の削減に取り組むことが重要です。

- 6) 生態系とは、ある一定の区域に存在する生物群と、それを取り巻く物理的・化学的環境がつくりだす機能的なまとまりであり、そこには様々な生物が複雑に影響しあって存在しています。このような生物の多様性を保全していくことも重要な課題です。また、森林や泥炭地帯の保護や開発禁止が求められています。これは、自社の事業のみならず、原材料サプライヤーが自然破壊・環境破壊に関与していないか、監視することも必要です。

大気、水、土壌等の汚染防止についても、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止することが必要です。

※お取引先様へは「YOKOHAMA グリーン調達ガイドライン」を配布し、環境保全の取組と調達品の管理をお願いしております。環境についてはこちららも併せてご確認をお願いします。

5.4地域社会・情報開示

- 1) **地域（コミュニティ）への貢献** 地域社会との共栄共存を図り、地域社会との信頼関係を構築する。また、事業活動を通じた社会貢献にとどまらず、ボランティアや地域密着の社会活動に努める。
- 2) **従業員の社会貢献活動支援** 従業員が積極的に社会貢献活動に参加できるよう体制を整え、支援する。
- 3) **ステークホルダーへの情報開示** 財務状況、業績、事業活動の内容などの情報をステークホルダー（利害関係者）に対し、適宜、適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼の維持、発展に努める。
- 4) **正確な製品・サービス情報の提供** 消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する。

- 1) 企業が保有する人材や資金、知恵などを生かし、事業活動以外の面でも、地域行事や地域防災活動など、幅広く地域活動に積極的に参画することや、地域住民や各種の団体と交流する機会を多く持つことも、信頼関係を築く上で大切です。このような活動として以下のようなものがあります。
 - ・ 芸術・文化・スポーツ行事の開催又は共催、協賛、協力
 - ・ 地域団体などへの場所・施設の提供
 - ・ 植樹
 - ・ 交通安全活動
 - ・ 工場見学
 - ・ 企業情報の公開・情報提供
 - ・ 町内や周囲の清掃活動
- 2) 企業が従業員のボランティア活動への参加を支援・奨励する目的で、有給の休暇・休職を認める制度としてボランティア休暇（または社会貢献活動休暇）があります。同様の趣旨で、骨髄ドナー休暇、裁判員休暇などもあります。

その他、従業員募金制度や、それに企業側が一定比率の額を上乗せし、寄附金額を増やした上で寄附するマッチングギフトも支援体制の一つです。
- 3) 開示、提供すべき情報としては、上記以外に、リスク情報（例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚）なども含まれます。

広くステークホルダーからの意見・要望を収集して企業活動に反映し改善に努めることが必要です。
- 4) 正確な情報とは、例えば次のようなことをいいます。
 - ・ 製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法が正確であること。
 - ・ 製品やサービスに関する検査データ、品質データが正確であること。
 - ・ 製品に使用されている部材・部品 含有物質等の情報が正確であること。
 - ・ 製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の誹謗中傷、権利侵害等の内容を含まないこと。

5.5 製品・サービス

- 1) **製品の安全確保** 各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。
- 2) **製品の品質確保** 製品の品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。
- 3) **安定供給** リスクの未然防止に努め、常に製品・サービスの安定的な供給に努める。

- 1) 製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する必要があります。また、製品安全性に関しては、法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮することが重要です。
- 2) 品質保証活動の仕組みとしては、ISO9000 ファミリー、IATF16949 などの品質マネジメントシステムがあります。品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指します。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味しています。
- 3) 安定供給を果たすために、企業の事業行動に関するリスクを分析し、全社的な管理の仕組みを構築・運用することが重要です。

不測の事態が発生しても、平常時から、企業全体活動として事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を周到に準備しておくことで、緊急時に事業継続・早期復旧を図ることが可能になります。BCPとは、災害や事故で被災しても、重要業務・事業が中断しないこと、また中断しても早期に再開するため、計画の策定、訓練、見直しなど、必要な仕組みを構築し、事業継続を迫する計画のことをいいます。更に、BCPの運用・見直しを含めた戦略的な運営（「事業継続マネジメント BCM：Business Continuity Management」）が求められています。

横浜ゴムグループの調達方針は、「公正かつ公平な取引を基本として取引先との信頼関係を構築し、共存共栄と相互発展を図る」というもので、品質、価格、供給安定性、技術開発力、環境および人権・労働安全衛生への配慮を総合的に勘案した上で経済合理性に基づき調達先を決定しています。生産事業所の所在地にて、私たちがの方針に賛同し、対応していただけるお取引先様との取引を拡大し、一企業のみならず当該地域との共存共栄を図るのが真のCSRと考えています。

このガイドラインをご参考に、横浜ゴムグループと共にCSRを進めていただくことをお願いいたします。

以上

お取引先様が、本ガイドラインに記載されている内容につきまして、趣旨をご理解の上、ご賛同いただけることの確認の証として、CSR 責任者の方によるご署名をお願いしております。

恐れ入りますが、CSR 責任者（または適切な役職の方）のご署名の上、別途ご案内させて頂いている宛先へご送付いただきたく、お願い申し上げます。

横浜ゴム株式会社
調達本部
原料調達部（資材調達部）
企画管理グループ（資材調達課）宛

遵守確認書

日付：

貴社名：

取引先コード：

御役職名：

署名：

署名者氏名：